

生衛いばらき WEB版 第49号

令和6年 12 月号

発行所 (公財)茨城県生活衛生営業指導センター

電 話 029-225-6603

FAX 029-225-6638

税務相談室を開設します

生衛業を営む皆様に向けた税務相談室を次のとおり開設します。

税務に関する相談をご希望の方は電話、FAX 又は E-mail にて下記申込先までお申し込みください。

○FAX,E-mail にてお申し込みの際は、次ページの相談申込書の部分を印刷してお使いください。

○相談内容は他に漏らすことはありません。

○ご相談は原則予約制となっておりますので、事前にお申込みをお願いいたします。

◇ 相談内容、

- (1) 確定申告に関して
- (2) 消費税申告に関して
- (3) 事業承継に関して
- (4) その他税務に関すること



◇ 相談員 税理士 鈴木 修 先生

◇ 開設日時 令和7年 2月 4日(火) 13:00~16:00
令和7年 3月 4日(火) 13:00~16:00

◇ 場 所 茨城県三の丸庁舎3階 会議室B (エレベーターをご利用ください)

【申込先】

(公財)茨城県生活衛生営業指導センター

水戸市三の丸1-5-38 茨城県三の丸庁舎3階

電 話 029(225)6603

FAX 029(225)6638

E-mail ibarakicenter@seiei.or.jp

生活衛生営業者のための税務相談室

相 談 申 込 書

公財) 茨城県生活衛生営業指導センター 行

FAX 029-225-6638 E-mail ibarakicenter@seiei.or.jp

申込日： 令和 年 月 日

申込締切日 令和7年2月27日

参 加 日 時 間	☐ 2月 4日 (火) ☐ 3月 4日 (火) ☐ 13:00~14:00 ☐ 14:00~15:00 ☐ 15:00~16:00 (ご希望の日時にチェックを入れてください)
会 社 名 ・ 屋 号	
業 種 (該当するものに ○)	1 美容室 2 理容店 3 クリーニング店 4 興行 5 そば、うどん店 6 食肉販売 7 ホテル旅館 8 すし 9 中華料理 10 料理・飲食店
参 加 者	ふりがな 氏 名
役 職 名	
所 在 地	〒 -
電 話 番 号	
E-mail	

お問合せ先

公財) 茨城県生活衛生営業指導センター

TEL : 029-225-6603

経営特別相談員研修会及び経営セミナーを開催します

生活衛生営業経営特別相談員を対象とした研修会を開催します。

なお、今回の研修会は生活衛生業に関係されている方全員を対象とした「経営セミナー」も兼ねていますので、受講を希望される方は各生衛組合又は当生衛センターまでご連絡ください。

1 日 時 令和7年2月18日（火）午後2時30分～4時30分

2 場 所 水戸三の丸ホテル3階ジェンティール
水戸市三の丸2-1-1

3 研修内容 「WEBとリアルを活かした新規&リピート客づくり」

講師 株式会社リフェイス

代表取締役 中村 佳織 氏

「赤プル流防災あるある講座」

講師 芸人・赤プル 防災士

松丘 タ子 氏



4 対象者

経営特別相談員及び生衛業関係者

【問合せ先】

（公財）茨城県生活衛生営業指導センター

水戸市三の丸1-5-38茨城県三の丸庁舎3階

電 話 029（225）6603

FAX 029（225）6638

E-mail ibarakicenter@seiei.or.jp

経営特別相談員研修会及び経営セミナー講師紹介

「WEBとリアルを活かした新規&リピート客づくり」

株式会社リフェイス

代表取締役 中村佳織 氏

福井県出身。関西学院大学文学部卒業後、セールスプロモーション会社(株)CDGに入社。顧客企業に対し、商品売るためのプロモーション企画の提案営業を16年間行う。

2011年に中小企業診断士資格を取得し、(株)リフェイスを設立。小売りサービス業の集客・売上アップのコンサルティングや店長・経営者向けのセミナーを中心に北海道から沖縄まで全国各地で活動している。



「赤プル流防災あるある講座」

芸人・赤プル 防災士

松丘 夕子 氏



「エンタの神様」、「爆笑レッドカーペット」など、テレビ、ラジオで活躍している女芸人。

赤プルさんは、茨城県常総市のご出身です。

常総市は「平成27年9月関東・東北豪雨」で甚大な被害に見舞われ、全国でも防災意識が高く、赤プルさん自身も、2017年に防災士の認定を取得いたしました。

現在は、全国各地で公演活動や防災イベントに出演し、事前の備え、市民目線での防災意識を自身の経験からお話ししております。

標準営業約款制度の普及登録促進活動を行いました

当生衛センターでは、毎年11月をSマークの普及登録促進月間として各種の広報活動を行っています。

今年度は、11月3日(日)にひたちなか市産業交流フェア、11月23日(土)に土浦カレーフェスティバルの会場にてSマーク広告の付いたウェットティッシュ3000枚を来場された方々に配布し、一般消費者への理解と普及に努めました。

各会場とも多くの来場者で賑わっており、みなさん喜んでウェットティッシュを受け取ってくれました。



また、その他の広報活動として、県及び県内各市町村広報誌にSマークの広報記事の掲載を依頼し、最終的に5市町の広報誌に掲載していただくことができました。

消費者が求めている「安全・安心」に応えるためにも、当生衛センターでは県内各生衛組合等と連携し、より効果のある啓発活動を今後も実施していきたいと考えています。

クリーニング業務従事者講習を開催しました

クリーニング業に従事している方を対象としたクリーニング業務従事者講習を11月に県内3カ所で開催しました。

令和6年11月6日(水) 茨城県県西生涯学習センター

令和6年11月19日(火) 茨城県霞ヶ浦環境科学センター

令和6年11月22日(金) 茨城県立歴史館



「洗濯物の受取り、保管及び引渡し」、「洗濯物の処理」、「繊維及び繊維製品」について、クリーニング師研修に引き続き梅澤典子先生に講義をしていただき、クリーニングに係る苦情の現状や2016年12月からの表示記号の切り替え内容などについて、優しい語り口で丁寧にわかりやすく説明していただきました。

その他、「衛生法規及び公衆衛生」について、茨城県生活衛生営業指導センターの渡邊専務理事から話がありました。

※クリーニング業務従事者講習は、クリーニング業法により義務づけられている研修制度です。

本講習は茨城県知事の指定を受けて、全国生活衛生営業指導センターの委託により茨城県生活衛生営業指導センターが実施しています。

出前授業実施報告

当生衛センターでは、後継者育成事業のひとつとして、生衛業者が講師となり、県内の中学校でそれぞれの業種についての説明や実演等を行う「出前授業」を各生衛組合の協力のもと年間通して実施しています。

この事業は、生徒が生衛業に実際触れることで、生衛業に魅力を感じ、仕事にやりがいを持つきっかけづくりとなることを願うとともに、職業を選択するうえでの一助になることを目的としており、学校からの要請を受け、毎年 30 校を超える学校で実施しています。

今回は、12 月 13 日(金)に東茨城郡茨城町にある町立明光中学校で行われた出前授業の様子を紹介します。



当日は、美容、理容、クリーニング、ホテル旅館の 4 つの業種でそれぞれ授業が行われました。

美容は水戸市で 2 件の美容室を経営されている方とスタッフの方 2 名、理容は茨城町で理容室を経営されている方、クリーニングは那珂市で主に着物のクリーニングを扱う店舗を経営されている方、ホテル旅館は笠間市でホテルを経営されている方に講師となっていました。

講師の方たちは単に仕事の内容の説明だけでなく、現在の職に就いたキッカケや仕事に対するやりがいなどを熱く語られ、授業を受けた生徒さんたちも講師の話に熱心に聞き入っていました。また、実際にハサミやアイロンを使った実技では、戸惑いながらも真剣に取り組んでいる生徒さんの様子が見られました。

生徒さんからは、「講師の方が仕事に誇りを持ってやっていることがよくわかった。」、「ハサミの使い方が難しかった。」、「ワイシャツのたたみ方が覚えられて良かった。」などの感想を聞くことができました。また、中山和彦校長先生からも「今日の授業を生徒は本当に楽しみにしており、生き生きと授業を受けている姿が見られてよかった。今後も出前授業を継続して実施していただきたい。」と言っていました。



出前授業は各生衛組合の協力なしでは成り立たない事業ですが、この授業を契機に生衛業に就いてくれる生徒が一人でも多く出てくれるよう、今後も事業を継続していければと思います。

茨城県からのお知らせ

茨城県内で調理業務に従事している「調理師免許」をお持ちの皆様へ

飲食店等で調理の業務に従事する調理師は、
調理師業務従事者届
の届け出が義務付けられています。

令和6年12月31日現在の状況を

令和7年1月15日までに

就業地の都道府県に届け出

飲食店や給食施設などで調理業務に従事している調理師は、調理師法第5条の2に基づき、氏名、住所その他厚生労働省令で定める事項を、2年ごとにその就業地の都道府県知事に届け出ることが義務付けられています



「指定届出受理機関」

●照会先：公益社団法人 **茨城県食品衛生協会**

〒310-0852 水戸市笠原町600-44 TEL 029-241-9511 FAX 029-241-8372
ホームページ <http://www.ib-syoku.jp/>

茨城県保健医療部生活衛生課・県内各保健所

事業承継・引継ぎ支援センターのご案内

事業承継・引継ぎ支援センターは、

事業承継に悩むすべての中小企業を 全力でサポートします！

後継者が
いない

事業承継の進め方
がわからない

etc...

あらゆる事業承継について、お気軽にご相談ください。

ご相談の具体例

親族への承継

後継者はいるけど、
承継方法がわからない。



事業承継計画策定の支援！

作成した承継計画を通じ承継までの
ロードマップを見る化！

第三者への引継ぎ

後継者がいない。
どうしよう？



後継者探しのお手伝い！

M&Aマッチングのサポート！

後継者人材バンクの活用！

事業承継に関する様々な課題

何から準備したらよいかわからない。

会社同士の合併や他社の買収について教えて欲しい。

従業員に引き継ぐ場合の手続きを教えて欲しい。



専門家による的確なアドバイス！

相談
無料

国が設置した公的機関だから安心！

セカンドオピニオンとしてのご利用も可能ですので、お気軽にお問い合わせください！

当センター関係者は、全員守秘義務を負っておりますので、安心してご相談いただけます。

お問い合わせ先

茨城県事業承継・引継ぎ支援センター

TEL 029-284-1601

FAX 029-284-1602

茨城県
事業承継・引継ぎ支援センター

中小企業庁

Be a Great Small.
中小機 構

事業承継・引継ぎポータルサイト

<https://shoukei.smrj.go.jp/>



茨城県事業承継・引継ぎ支援センター 事業引継ぎ支援 相談申込書



まずは、お電話にてご相談ください。

029-284-1601

茨城県水戸市桜川1-1-25 大同生命水戸ビル 903

また、下記相談申込みを行い、直接面談することも可能です。

●相談までの流れ●

相談申込書を
支援センター
あてにファックス

支援センター
からのご連絡
(日程調整)

相談の実施

FAX送信先

FAX: 029-284-1602

茨城県事業承継・引継ぎ支援センター 宛て

会社名	代表者名
担当者(相談者)	業種
所在地	〒
①固定電話	②携帯電話
③メールアドレス	
希望連絡方法	支援センターからのご希望の連絡方法を以下の□にチェック/してください。 ☐ ①固定電話へのご連絡 ☐ ②携帯電話へのご連絡 ☐ ③メールでのご連絡
主なサービス・製品概要	
ご相談内容	具体的な相談内容についてご記入ください。
※ご相談の内容を○でお囲みください。 (親族内承継・親族外承継・譲渡・譲受・経営者保証・その他全般)	

構成機関経由の場合は構成機関名をご記入ください。

公益財団法人 茨城県生活衛生営業指導センター

TEL 029-225-6603

※ご記入いただいた情報、相談内容は秘密情報として厳重に管理いたします。(秘密厳守)

※ご記入いただいたご連絡先は、ご相談に係る連絡等のはか、当相談窓口からの各種連絡・情報提供に使用することがあります。





飲食業界を**活性化**する税制改正

全額経費として計上できる
飲食費が
1人あたり
10,000円に**拡大**されました!



交際費の対象外として経費扱い(損金算入可能)できる飲食費は、これまで1人あたり5,000円以下でしたが、税制改正により2024年4月からは1人あたり10,000円まで損金算入できることになりました。コロナ禍等で打撃を受けている飲食業にとって望ましい改正です!!



原則、交際費は損金不算入(経費として認められない)として扱われますが、特例措置により次のとおり損金算入が認められています

- ・ 期末資本金が1億円以下の法人は、交際費800万円まで、または、交際費のうち飲食費等の50%まで
- ・ 期末資本金が100億円以下の法人は、交際費のうち飲食費等の50%まで

～飲食費10,000円に拡大で～

消費拡大・売上増

お客様**単価のアップ**に期待!

経費の範囲内で抑えたいと、ひとり5,000円までを気にして飲食されていたお客様が10,000円まで経費の範囲内として飲食が可能になります。営業活動に活用してもらいましょう。



10,000円の価格設定に向け
新メニュー・コースを工夫しましょう

接待で利用されるお客様に
改正内容をアピールしましょう



10,000円は「税込」? 「税別」?

1人あたり10,000円の飲食費が「税込」なのか「税別」なのかは、お客様の会社の会計処理が「税込経理方式」か「税抜経理方式」かによって異なります。お客様から相談されたり、ご予約を受ける際に確認しましょう。

インボイスの準備を進めましょう!

お客様や会社が消費税を申告する際、飲食代の領収書が「インボイス」に対応していない場合は、お客様に敬遠されてしまう可能性があります。インボイス登録の準備を進めましょう。

■ 税制やインボイス、各種ご相談は都道府県生活衛生営業指導センターまでお問い合わせください。

〇〇県指導センター



全国生活衛生営業指導センター TEL: 03-5777-0341 FAX: 03-5777-0342

自転車のスマホ・酒気帯び 罰則強化



令和6年11月1日
道路交通法改正

自転車運転中の新たな罰則

携帯電話使用等 → 最大1年以下の懲役又は30万円以下の罰金

酒気帯び運転 → 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

警察庁・都道府県警察

